原判決を次のとおり変更する。

控訴人は、被控訴人Aに対し一九五、八〇〇円、被控訴人Bに対し四五 二七五円、被控訴人C、同D、同Eに対しそれぞれ二四、四七五円と、それぞ れ右金額に対する昭和二七年七月一〇日から支払すみまで年五分の割合による金額 を支払え。

被控訴人等のその余の請求を棄却する。 訴訟費用は、第一、二審を通じ、その二分の一を控訴人、六〇分の八を 被控訴人A、六〇分の一九を被控訴人B、六〇分の一ずつを被控訴人C、同D、同 Eの負担とする。

Ⅰの判決は、被控訴人等勝訴部分に限り、被控訴人Aが六五〇〇〇円、 被控訴人Bが一五〇、〇〇〇円、被控訴人C、同D、同Eがそれぞれ八、〇〇〇円 の担保を供するときは仮に執行することができる。 実 事

控訴人は、「原判決を取り消す。被控訴人等の請求を棄却する。訴訟費用は第一、二審とも被控訴人等の負担とする。」との判決を求め、被控訴人は「本件控訴を棄却する。控訴費用は控訴人の負担とする。」との判決を求めた。

当事者双方の主張は、

当争有双力の主流は、 被控訴人の方で、 一、(一) 第一保険契約(保険金額二、五○○、○○○円二口)について は、昭和二六年三月三一日半年払の第一回保険料一○三、○○○円を支払つてあつ たが、同年七月二日日紡株四、六○○株を四年半分の保険料として交付するととも に、さきの保険料一○三、○○○円と合して改めて第一回保険料五年分として受領 されたものであつて、このことは甲第二号証及び第八号証によつて明らかである。 (二) 第二保険契約(保険金額一、二五○、○○○円)について、日紡株三、 「○○廿〇○分付出たれたのは昭和二六年六月二八日であるが、その交付のみでは常

充分であつたから、同月三〇日(帝国精機株二、八〇〇株の交付とともに、右保険 契約の第一回保険料五年分の払込に充当することとなり、Fは甲第三号証の一、二の計算書、甲第九号証の仮領収証を作成し、Gに交付したものであつて、右領収書には第一回保険料、昭和二六年六月三〇日から五年分の記載があるが、帝国精機株 を第一回保険料、日紡株を第二回以後の保険料にあてる旨の記載は存しない。

(三) 第三保険契約(保険金額四、〇〇〇、〇〇〇円)について、日紡株三 トヨタ自動車株九〇〇株、汽車製造株一、〇〇〇株、大津ゴム株一、〇 ○○株は昭和二六年八月五日まとめて同時に交付きれ、Fは即時甲第四号証の計算書、甲第一〇号証の仮領収証を作成したものであつて、右領収証には第一回保険料、昭和二六年八月五日から五年分の記載があるが、日紡新株を除く他の株式を第一回保険料、日紡新株を第二回以後の保険料にあてる旨の記載は存しない。

二、 被控訴人主張の損害は、募集につき加えられた損害である。 前示のとおり日紡株四、六〇〇株、円紡株三、七〇〇株、日紡新株三 は第一回保険料五年分の払込にあてられたもので、第二回以後の保険料に充当せら れたものでないが、仮に第二回以後の保険料にあてられたものであるとしても、第 二回以後の保険料の受領も保険募集の取締に関する法律一一条に定められた募集に つきなした行為にあたるものである。同条において「募集につき」というのは、 「募集により」というのより範囲が広く、募集に関連して募集人のなした一切の行 為を含むものと解すべきである。保険の募集が成立し、次いて必然的に保険料の払 込が続くもので、その払込は第一回の分であると第二回以後の分であるとにかかわ らず、募集に関連している。生命保険会社は保険募集のため各種の商策を用い、募 集人は保険について無知な大衆に対し甘言を用い、目的のためには手段を選ばない 術策を用い、その間不測の損害を与えることが多いので、保険契約者の利益を保護 他面保険事業の健全な発達に資する目的で同法が制定されたのである同法一六 条は保険募集人が保険契約者又は被保険者に対し不実のことを告げ、又は保険契約 の契約条項のうち重要な事項を告げない行為を禁止し、同法二二条は一六条の規定 に違反する行為を処罰することを規定している。

これは保険募集人が募集に関してこのような行為をすることが多いからであつ このような禁止された行為も募集についてなされた行為に含まれるものと解し なければならない。

Gに重過失も軽過失もない。

GがFから保険の勧誘を受けた当時の事情は、原判決事実記載(原告主張一、と

二との最初の部分)のとおりである。保険募集の取締に関する法律一六条において募集人が保険契約者又は被保険者に対し保険契約の契約条項のうち重要な事項がを告げなければならない旨を規定しているのである。第一回保険料と第二回以後の保険料を本店又は指定場所に込まなければならない第二回以後の保険料を本店又は指定場所に込まなければならないるのであるがというすべればららないこと、仏込は株券でするにかがあるかについては、なければならない当事をおいっと、払込は株券であるであったがでもなければ、これを調査を持たながのである直属ながのである。このような重要な事項は、寿年のいっとおり社長に当然であるであるであるであるに何等疑を持たなかつたの間は、の世によりでながあるは許しなけるの形ところに何等疑を継続させたの一人は保険募集につき手腕があったので、控訴人は手の行為について賠償責任を負担しなければならない。

ら、控訴人はFの行為について賠償責任を負担しなければならない。 四、保険募集の取締に関する法律は一一条四項において民法七二四条の損害賠 償請求権の消滅時効の規定を準用することを規定しておるのに、右法律は民法七二 二条の過失相殺の規定を準用していないから、右法律一一条に定める保険会社の賠 償責任について過失相殺をすることはできない と述べ、

控訴人の方で、

一、 被控訴人主張の損害は、控訴人の生命保険募集人Fが募集に際し加えたものであつたとしても、保険募集の取締に関する法律――条にいわゆる募集につき加えた損害ではない。

(一) 昭和二六年三月三一日締結せられた保険金二、五〇〇、〇〇〇円二口の保険契約は同日成立し、毎半年払の第一回保険料は同日支払われている。従つて保険の募集は同日をもつて終了し、その後募集はあるはずがない。ところが被控訴人は、同年七月二日に至つて右契約の四年半分の保険料としてFに日紡株四、六〇〇株を交付したというのであるから、募集を終つた三カ月後のことであつて、後に締結せられた保険契約募集の際になされたものであつたとしても、昭和二六年三月三一日成立した保険契約募集につき加えられたものではない。

この点に関し、被控訴人は、甲第八号証の仮領収証を引用して、第一回の保険料の支払と次の四年半分の保険料の前納としての日紡株四、六〇〇株の交付とは時を異にしているが、この両度の保険料を合体して改めて第一回保険料五年分として受領されたものであり、第二回以後の保険料として受領されたものでないと主張するけれども、甲第八号証の仮領収証によつて、既に有効になされた第一回保険料支払が取り消され、あらたに別個の契約が成立したことが確認されない限り、被控訴人の右主張は根拠がない。 甲第八号証の仮領収証には欄外に赤字で「◎領収証は御外の右主張は根拠がない。 甲第八号証の仮領収証には欄外に赤字で「◎領収証は御外の保険料の保険料の保険料の保険料の保険料の保険料を表した。」と注意が明記してあり、裏面には大きな字で「御注は無数の表した。」とは表して「(2)この仮領収証は、海内の保険料の保険料の保険料の保険料の保険料の保険料の保険料を表した。

- 思」として「(2) この仮領収証は、御中込実和一件ことに一枚発行いたします。 (3) 次に該当する仮領収証は無効であります。第二回以後の保険料領収に使用したもの」と明記してある。ところが甲第八号証の仮領収証は二口の契約につき一枚しか発行されておらず、第二回目以後の保険料領収に使用され、注意書に二重に違反し無効であるばかりでなく、申込人欄はBのみの記載があつてG、Aの記載なく保険金額も五、〇〇〇、〇〇〇円一口のみの記載があつて、二、五〇〇、〇〇〇円二口の記載がない。
- (二) 昭和二六年七月五日締結せられた保険金額一、二五〇、〇〇〇円の保険契約について、毎年払の第一回保険料は、同年六月一五日頃下に交付された帝国精機株二、八〇〇株で払込がなされたもので、同月二八日下に交付された日紡株三、七〇〇株は次の四年分の第二回以後の保険料の払込にあてられたものである。日紡株三、七〇〇株と帝国精機株二、八〇〇株とを合して右契約の第一回保険料五年分の払込がなされたものではない。日紡株三、七〇〇株が第二回から第五回まで四年分の保険料として交付されたものであることは、次の事実から明白である。すなわち、甲第三号証の一の計算書には「日紡3.700株株価150円×3.700=555.000円預保険料173.875円×4回分=6900円—139.100円(4回×5回)利息引=556.400円」と記載されている。

(2) そもそも第一回保険料というのは、毎年払の契約にあつては最初の一年分、半年払の契約にあつては最初の半年分のみを指称するのであつて、その受領は募集と密接な関係があるから、保険募集人に受領権を与えているが、第二回以後の保険料の受領は、募集とは何の関係もないから、外務職員にその受領権を与えていない。

将来の若干年分の保険料を予め払い込む場合の保険料を前納保険料と呼び、その性質は次回後の保険料に属し外務職員に受領権限はない。第一回目に前納分を含めて受領する保険料は第一回同時前納保険料といるが、控訴人は一般前納保険料も第一回同時前納保険料も第一回同時前納保険料ところでも、ところで担訴してのようなことは一般人が知らないところである。で投資の際は既に相当の専門のは、殊に第一回保険料との区別について充分知っていた。何故なられておりまたの場合と第二回以後の保険料の収受が禁じられておりまたの場合と第二回以後の保険料の収受が禁じられておりまたの場合と第二回以後の保険料の収受が禁じられておりまたの場合と第二回以後の入金(別の機関による収金)の場合と第二回以後の入金(別の機関による収金)の場合と第二回以後の保険料のである。従っており、またの場合に対しままたのである。でありまたである。でありまたである。

された同人個人名義に同人個人の印の押してある預書によつて、簡単にFに交付されており、他の正規の領収証と異り、控訴人の表示もなく、社印も社長印も押してない。従つてF個人の預り証とみるべきものである。ましてこの当時においてGはFが控訴人会社社長直属の本店の社員ではなく、大阪支社所属の一外務職員に過ぎないことを既に充分知つていた。「5」Gは同年九月中旬Fから約旨に従い右八、三〇〇株に対する第一回連用利息として五七、〇〇〇円を受け取つているが、控訴人発行の計算書付領収証用紙によつて金銭の授受がなされていない。

このようにGがF個人を異常に信頼した結果に基く損害であつて、たとえF個人に株式を交付したものでないとしても、保険料の払込というよりむしろ有利な投資、少くとも第二回以後の保険料は前納による有利を主な目的として日紡株をFに交付したものであるから、保険の募集につき加えられた損害ということはできない。

(三) 昭和二六年八月五日締結せられた保険金額四、〇〇〇、〇〇〇円の保険契約について、トヨタ自動車株九〇〇株、汽車製造株一、〇〇〇株、大津ゴム株一、〇〇〇株は毎年払の第一回保険料、日紡新株三、〇〇〇株は第二回以後四年分の前納保険料の払込として交付されたものであつて、このことは保険料の額と株式の時価とを対比すれば明らかである従つて前同様の理由により募集につき加えた損害ではない。

二、 仮に保険募集につき加えた損害であるとしても、本人又は被控訴人等の代理人としてのGの重過失に基因するものであるから、被控訴人等自らあるものである。GがFに一(3) 記載の特約にも重大な過去ものである。GがFに一(3) 記載の特約にも重大な過去をとしていわるがある。GがFに一であるにであるについて余りにも重大な過失といわなければならない。それはあたかも一流銀行の行員がでもした。日本の人に有いたのである。不法行為にのの自己をはいるのでは、というのと何等選ぶとがである。できた損害は自ら負担というのとの情に、をのように、をしているのできた。一定のである。従ってGの重過失ではないとしても少くともその軽過失は免れないから過失にGの重過失ではないとしても少くともその軽過失は免れないから過失にGの重過失ではないとしても少くともその軽過失は免れないから過失に

三、 仮にGの重過失ではないとしても少くともその軽過失は免れないから過失相殺せられるべきものである。保険募集の取締に関する法律は、旧保険募集取締規則が失効するため、急いで制定されたものである旧規則においては右法律一一条のような使用者責任についての特別規定はなく、民法七一五条に依存していた。ところが戦後雇傭関係なく嘱託の関係にある募集人が増加して来て、民法七一五条の通用に疑義のあるものが生じたので、右法律においてはこれを包含させるため一一条を設けたものである。右法律の制定が急がれたため、民法の過失相殺の規定の準用を落したものであるが、このような原則の適用を除外することは、明文をもつてしても許されない。ましてその適用を排除する明文の存しない以上、右法律にも過失相殺を適用するのは当然である。

と述べた外、いずれも原判決事実記載のとおりであるから、これを引用する。

当事者双方の証拠の提出援用認合は、

被控訴人の方で、原審(第一、二回)及び当審証人Hの証言を援用する。乙第九号証の一、二、第一〇、第一一号証の成立を認める。乙第一二号証の成立は不知。 と述べ、

控訴人の方で、乙第九号証の一、二、第一〇号証から第一二号証までを提出し、 当審証人I、J、Kの証言を援用する。甲第八号証から第一〇号証までの認否を改め、その用紙と印とが控訴人のものであることを認めるがその他の部分の成立を否認する。と述べた外、

いずれも原判決事実記載のとおりであるから、これを引用する。

理由

一、 控訴人が生命保険業務を営む相互会社であつて、その大阪支社に昭和二六年三月頃から同年九月二六日までFことFが外務職員の地位にあつて控訴人の生命保険募集人として募集に従事していたこと、亡Gが本人又は被控訴人B、被控訴人Aの代理人として控訴人との間に、被控訴人主張の日にその主張のような第一保険契約(保険金額二、五〇〇、〇〇〇円二口)、第二保険契約(保険金額一、二五〇、〇〇〇円)、第三保険契約(保険金額四、〇〇〇、〇〇〇円)を締結したこ

と、第二保険契約について一年分の保険料一七三、八七五円、第三保険契約について一年分の保険料一四六、〇〇〇円の払込が控訴人になされたこと、FがGから被控訴人主張の株式をその主張の日(但し、帝国精機株交付の日を除く。)に交付を受けたこと、その当時の右株式の価格と六月三〇日当時の帝国精機株の価格が被控訴人主張のとおりであつたことは当事者間に者がない。

二、 被控訴人は、被控訴人主張の株式はいずれも第一から第三までの保険契約の第一回保険料三年分の払込にあてるためGがFに交付したものであると主張し、控訴人は、日紡株四、六〇〇株は第一保険契約の、日紡株三、七〇〇株は第二保険契約の、日紡新株三、〇〇〇株は第三保険契約の第二回以後の保険料の払込にあてるため交付されたものであると主張するから、この点について判断する。

原審証人」の証言(第二回)によりその成立の認められる甲第一号証、乙第七号証、当審証人H証言によりその成立の認められる甲第二号証、第三号証の一、二、第四号証から第一〇号証まで(第八号証から第一〇号証までの用紙と印とが控訴人のものであることは当事者間に争がない。)、原審証人Lの証言によりその成立の認められる甲第一三、第一四号証、成立に争のない第一一、第一二号証、第一五号証から第二九号証まで、乙第二号証第一、二、第五、第六号証、第八号証、第九号証の一、二、原審証人L、原審(第一、二回)及び当審証人H、」の証言を総合すると、次の事実を認定することができる。

控訴人の本店には融資部があつてこの株券により融資し、これに対する利潤をあなたに分配する。五年分の払込をすればその後解約すると継続するとは自由であつ決して損にはならない。」旨申したので、Gはこれを信じ前示第二保険契約にの上ることを承諾し、同年六月五日その申込の手続がなされ(乙第八号証)、その間もなくして身体診査がなされた。Gはその一年払の第一回保険料の払込にあるにから、まだ第一回保険料仮領収証は作成されなかつた。Gは同月二八日下に日紡株三、七〇〇株を交付し、Fは帝国精機株を一株六〇円、Gには同月二八日下に日紡株三、七〇〇株を交付し、Fは帝国精機株を一株六〇円、G日は同月二八日下に日紡株三、七〇〇株を交付し、下は帝国精機株を一株六〇円、保険料の五年分の保険料の払込にあてることとし(甲第三号証の一、二)、同月三〇日七三〇、二七五円について第一回保険料仮領仮証(甲第九号証)を作成してGに渡した。

同年七月二日に至りGはFに日紡株四、六〇〇株を交付し、第一保険契約については前示のとおり既に同年三月三一日半年払の第一回保険料を現金で支払つてあるので、一株につき一五〇円と時価より高く評価した上、四分半分の保険料の払込にあてることとし(甲第二号証)、Fはさきに支払すみの第一回保険料とあわせて七八七、〇〇〇円について日付をさかのぼらせて同年六月三〇日付とした第一回保険料仮領収証(甲第八号証)を作成してGに渡した。そしてFはGに第二保険契約の五年分の保険料と右評価額との差額二、九二五円、第一保険契約の五年分の保険料と右評価額との差額六、〇〇〇円を現金で払い戻した同年八月五日GはFに日紡新株三、〇〇〇株、トヨタ自動車株九〇〇株、汽車製造株工

同年八月五日GはFに日紡新株三、〇〇〇株、トヨタ自動車株九〇〇株、汽車製造株一、〇〇〇株、大津ゴム株一、〇〇〇株を交付し、Fは一株につき日紡新株を一四五円、トヨタ自動車株を六〇円、汽車製造株を四二円、大津ゴム株を六〇円と、いずれも時価より高く評価した上、一括して第三保険契約の五年分の保険料の払込にあてることとし(甲第四号証)、五八四、〇〇〇円について第一回保険料仮

領収証(甲第一〇号証)を作成してGに渡すとともに、右評価額との差額七、〇〇〇円を現金で払い戻した。さらに同日FはGに対し前示日紡株三、七〇〇株、同 四、六〇〇株について六ケ月後に一五〇円以上に値上りすればその額で前納保険料 を清算する旨申し出た。Fは同年九月頃Gに前示日紡株計八、三〇〇株に対する第 一回運用利息として、一株一五〇円に対する、三ケ月間五分の割合による六二、二 五〇円のうち六二、〇〇〇円からFの手数料五、〇〇〇円を差引した五七、〇〇〇円を支払つた。このように認定することができるのである。

前に掲げた各証拠中有認定にそわない部分は採用しない。他に右認定をくつがえ

すに足りる証拠はない。

そこで右認定に従つて考えるに、第一保険契約については昭和二六年三月三一日 頃現金で半年払の第一回保険料の支払があり、その契約が成立しているものである から、同年七月二日に至り募集人のFがGに対し日紡株四、六〇〇株を第一保険契 約の四年半分の保険料の払込にあてることとし、支払すみの第一回保険料領収証を 作成したとしても、Fは既に有効に支払のなされた第一回保険料の性質を変更する 権限を有するものでなく、日紡株四、六〇〇株が第一回保険料の払込にあてるために受領されたものということはできない。

第二保険突約については同年六月一五日頃Fに帝国精機株二、八〇〇株を預けた がまだ第一回保険料の払込に充当されることなく、同月三〇日に至り同月二八日F に交付された日紡株三、七〇〇株と一括して五年分の保険料の払込に充当すること とし第一回保険料仮領収証が作成されたものである。

第三保険契約については同年八月五日日紡新株その他三種類の株式が一括して五

年分の保険料の払込にあてられ、第一回保険料仮領収証が作成されたものである。 しかしながら、第一回保険料というのは、一年払の契約にあつては最初の一年 分、半年払の契約にあつては最初の半年分のみを指し、将来の若干年分の保険料を 予め払い込む場合の保険料を前納保険料というが、これも第二回以後の保険料に属 する。第一回保険料と同時に第二回以後の保険料の払込をする場合があつても、 れを一括して第一回保険料ということのできないことは、当審証人「の証言により 明らかであるから、このような意味における第一回保険料の性質を有しないものに ついて、第一回保険料仮領収証が作成されたとしても、その変更を変更するような効力を与えるものということはできない。従つて前示株式はいずれも右の意味における第一回保険料の払込にあてるために交付されたものということはできない。

Fの前示株式受領は保険募集につきした行為かどうかを判断しよう。 控訴人は、Gが日紡株八、三〇〇株をFに交付したのは同人を信頼したためであ つて、F個人に交付したものであると主張するけれども、Gは控訴人に融資部があ るなどのFの言を信じ控訴人に対する保険料の払込にあてるためFに株式を交付し たものであることは前に認定したとおりであるから、GはF個人に交付する趣旨でなかつたものというべく、その評価、値上りした場合の清算、運用利息の支払などについて、Gに有利な条件が付せられていたことも前に認定したとおりであるけれ ども、これは後に説明するようにGの過失を判断する資料となるとしても、F個人 に交付せられたものでないとの事実認定を妨げるものでなく、また控訴人主張のよ うに保険料の払込よりも保険料の前納による有利な投資を目的としたものであると 認定すべきものでもない。

成立に争のない乙第一一号証、弁論の全趣旨により真正に成立したものと認められる乙第一二号証、原審証人M、当審証人I、Kの証言によると、控訴人その他の 生命保険会社においては第一回保険料の受領は募集と密接な関係があるから、保険 募集人に受領権を与えているが、第二回以後の保険料の受領は募集と関係がないか ら募集人にその受領権を与えていない。控訴人は募集人が第一回保険料と同時に第 二回以後の保険料を受領することを禁止している事実を認めることができる。

しかしながら、保険事業の運営についてはその性質上広く一般に多数の加入者を 募集しなければならないから、その募集に従事する者の行為が加入者の利害に影響するところが少くない。保険募集の取締に関する法律は、保険契約者の利益を保護 しあわせて保険事業の健全な発達に資する目的をもつて制定されたものであつて、 募集に従事する者を登録させ、募集に際し行われ易い一定の行為を禁止し、募集に 従事する者が募集につき保険契約者に加えた損害に対してはその保険会社に特別の 賠償責任を認め、各種の取締措置を定めているのである。右法律一一条は生命保険 募集人が募集につき保険契約者に加えた損害については、所属保険会社がこれを賠 償する責に任ずることを規定している。右の規定は、民法七一五条によつては、保 険会社と募集に従事する者との間における使用関係の有無について明確でない場合

Fは当初から保険料の払込にあてる意思がないのに保険料の払込にあてるようにみせかけてGから前示株式をだまし取つたものであり、前示甲第一六、第一七号証、乙第五号証によると、Fは右株式を売却処分したことが認められるから、右株式の喪失はFの故意による不法行為に基くものであつて、控訴人はFが募集につき保険契約者に加えた損害としてこれを賠償する義務があるものである。

四、控訴人は本件損害はGの重大な過失に基くものであつて、被控訴人自ら損害を負担すべきものであり、仮にそうでなくてもGの軽過失に基くものであるから過失相殺せられるべきものであると主張するから考えよう。 前示乙第二号証の一、二、原審証人Mの証言によりその成立の認められる乙第三、第四号証、同証言、原審(第一回)証人Hの証言の一部によると、GがFに前

前示乙第二号証の一、二、原審証人Mの証言によりその成立の認められる乙第三、第四号証、同証言、原審(第一回)証人Hの証言の一部によると、GがFに前示株式を交付する以前に、第一保険契約の保険証券とともに自由保険普通保険約款、「第二回目以後の保険料お払込について」と題する書面を控訴人から送付されていたものであり、右書面によれば、第二回以後の保険料は控訴人の本店又は控訴人の指定した場所に払い込むべく、外務員は第二回以後の保険料を取り扱わないこ

以上説明したところによると、本件損害の発生についてはGにも相当過失があつたものといわなければならない。

それだからといつて控訴人の主張するように被控訴人自ら全損害を負担すべきものということはできない。

〈要旨第二〉しかしながら、保険募集の取締に関する法律――条の所属保険会社の賠償責任についても民法七二二条二項〈/要旨第二〉の過失相殺の規定を適用すべきものである。なるほど右法律――条四項は、民法七二四条の規定は一項の請求権についてこれを準用する旨規定しているにかかわらず、民法七二二条二項の規定を適用又は準用する旨の規定は存しない。しかし右法律――条は民法七―五条と同様特殊の不法行為についての規定であつて、募集人について民法七〇九条の要件を備える必要のあることは民法七一五条の場合と同様特に規定がなくても当然のことであり、右法律――条三項が会社から募集人第に対する求債権を定めていることからみても明らかである。従つて不法行為の原則を定めた民法七二二条二項の過失相殺の規定は、右法律――条の損害賠償責任にこれを適用すべきものと解しなければならない。

そして前段認定のようなGの過失の程度を考えると、控訴人の負担すべき損害賠償の額は二分の一に軽減するのを相当とするから、控訴人は被控訴人Aに対し一五、八〇〇円、被控訴人Bに対し四五四、二七五円、被控訴人C、同D、同Eに対しそれぞれ二四、四七五円と、それぞれ右金額に対する本件訴状送達の翌日であることが記録上明らかな昭和二七年七月一〇日から支払ずみまで年五分の割合による遅延損害金を支払うべき義務があるものというべく、被控訴人の本訴請求は右限度で正当として認容すべきであるが、その他の部分は失当としてこれを棄却しなければならないそうすると、これと同旨でない原判決は右限度でこれを変更すべきものであって、訴訟費用の負担について民訴法九六条八九条九二条九三条一項但書、仮執行の宣言について同法一九六条を適用し主文のとおり判決する。

(裁判長判事 熊野啓五郎 判事 坂速雄 判事 岡野幸之助)